

事務連絡
令和3年4月30日

障害児通所支援事業所 御中

糸満市福祉部社会福祉課長

個別サポート加算(Ⅰ)の取り扱いについて(令和3年度報酬改定)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、令和3年4月からケアニーズの高い障害児を支援した場合の評価として、個別サポート加算(Ⅰ)が創設されました。

糸満市における個別サポート加算(Ⅰ)の取り扱いについては、下記のとおりとします。

記

1 加算対象児童(暫定措置)

- 児童発達支援・医療型児童発達支援については、6歳までの利用児童全員を加算対象とします。
- 放課後等デイサービスについては、利用児童のうち、指標該当「有り」の児童を加算対象とします。

2 認定期間

令和3年4月から次回の通所給付決定まで(受給者証の有効期限まで)を暫定措置期間として加算を認めます。

3 受給者証の発行について

暫定措置に係る受給者証の再発行はしません。今後、通所給付決定時において、必要に応じて「個別サポート加算Ⅰ」と記載した受給者証を発行します。

4 その他の事項

- 個別サポート加算の算定により利用者負担額が変更となる場合は、保護者に対してご説明をお願いします。
- 加算対象児童(暫定措置)となる場合は、令和3年4月分から個別サポート加算(Ⅰ)を算定することができます。
- 加算対象となる見込みがある児童については、申し出により調査を行うことも可能です。利用事業所から申し出をされる際、複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業間で調整の上、1箇所の事業所から申し出ください。
- 重症心身障害児が非重心型事業所を利用した場合は、加算の対象になり得ます。